叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
井本　勇

従四位に叙する
柏木　保
原　範行
笹井　健司　舘林　繁
青柳　寅男　成田　忠任
川崎　逸郎　大城　盛徳
正六位に叙する（各通）
安藤　太　今井　陽三
久保　浩　塩沢　進
中瀬　喜弘　東岡　健志
従六位に叙する（各通）
家本　眞作　加藤　岩男
佐々木伸也　水野　孝二
正七位に叙する（各通）
大中　知秋　竹下　恒弘
従七位に叙する（各通）（以上四月二十三日）
須賀　清
従四位に叙する
一噌　仙幸
正五位に叙する
乙部　功　島袋　正雄
従五位に叙する（各通）
冏久津善一　岩崎　豊徳
大岡　貞雄　熊谷　典次
高井　玉枝　宮本　金作
安田　良二　渡部　昭久
正六位に叙する（各通）
浅沼　良　浅野　富雄
大串　豊四　大塚　政美
定原　勝也　竹中　昭道
田澤　治美　中村　仁
従六位に叙する（各通）
大塚　定壽　岡崎　國夫
田中　晃一　美藤　敏幸
正七位に叙する（各通）
小山内　實　櫻井　昌治
従七位に叙する（各通）（以上四月二十四日）
齋藤　昭夫　中　格
南部　康昭　横山　邦彦
従五位に叙する（各通）
岩井　信行　金井　芳樹
柴崎　康信　末原　慶清
村田　稔晴　山本　將臣
正六位に叙する（各通）
加藤　亘　金丸　隆一
後閑　昭男　高松五十男
丸山　敏夫　矢野　賢一
従六位に叙する（各通）
知花　盛喜　早川　恒雄
正七位に叙する（各通）
木野田源守　山本喜代治
従七位に叙する（各通）（以上四月二十五日）
五領田千里　二宮　敏行
従七位
野村　順
村田敬一郎
正六位に叙する（各通）
中澤　幾重
従六位に叙する（以上四月二十六日）
笹井　健司
○叙勲
旭日小綬章を授ける
鍛冶川忠志　宮岡　久夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
一噌　仙幸
旭日中綬章を授ける
林　武
旭日双光章を授ける
越智　歳雄　沓掛　研一
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
南部　康昭
旭日小綬章を授ける（四月二十五日）
川崎　逸郎　佐々木伸也
瑞宝双光章を授ける（各通）
家本　眞作　澤田　恢圓
保賀勝二郎　堀川　二男　水野　孝二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十三日）
乙部　功
瑞宝小綬章を授ける
浅野　富雄　岩崎　豊徳
久保田昭正　菅原　照男　田崎　敏昭
中村　仁　安田　良二
瑞宝双光章を授ける（各通）
櫻井　昌治　田島　勝東　野本　悦三
村山　登　山本　光雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十四日）
金井　芳樹　横山　邦彦
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岩井　信行　金丸　隆一　川元　徳久
齋藤　昭夫　末原　慶清　高松五十男
坪井　修　西原　博　早川　恒雄
村田　稔晴
瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　亘　菊地　清治　木野田源守
知花　盛喜　丸山　敏夫　宮本　信義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月二十五日）
五領田千里　中澤　幾重
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月二十六日）

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年5月31日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年6月14日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第15刑事部2係
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　西平　博美
4　公判期日　未定
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金500,000円（内訳壱万円紙幣50枚）（平成30年領第1,884号符号1）

現金763,000円（内訳壱万円紙幣72枚、五千円紙幣2枚、千円紙幣33枚）（同号符号2）

現金450,000円（内訳壱万円紙幣45枚）（同号符号3）

現金30,000円（内訳五千円紙幣1枚、千円紙幣25枚）（同号符号4）

現金17,741円（内訳千円紙幣16枚、百円硬貨17個、拾円硬貨4個、壱円硬貨1個）（同号符号5）

現金1,169円（内訳五百円硬貨1個、百円硬貨6個、拾円硬貨6個、五円硬貨1個、壱円硬貨4個）（同号符号6）

現金684円（内訳百円硬貨6個、五拾円硬貨1個、拾円硬貨3個、壱円硬貨4個）（同号符号7）

現金830円（内訳五百円硬貨1個、百円硬貨3個、拾円硬貨3個）（同号符号8）

現金900,000円（内訳壱万円紙幣90枚）（同号符号9）

現金12,500円（内訳壱万円紙幣1枚、千円紙幣2枚、五百円硬貨1個）（同号符号10）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者が大阪市浪速区日本橋5丁目18番24号日本橋5ビル6階において経営するインターネットカジノ店「AZUL（アズール）」の店舗責任者であるが、前記氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ12台を設置し、常習として、平成29年11月21日頃から平成30年2月28日までの間、同店において、不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に1ポイント1円又は1ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、複数のドラムリールに表示される図柄等の組み合わせにより勝敗を争う方法等で賭博をしたものである。

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年5月31日

熊本地方法務局長　土師実千秋

記

氏名　坂本　敏則
所属する土地家屋調査士会　熊本県土地家屋調査士会
登録番号　熊本第889号
事務所の所在地　熊本市東区戸島一丁目13番7号
違反行為　業務外行為